

# 荒川区指定喫煙場所設置等助成のご案内

荒川区では、路上喫煙・ポイ捨てや受動喫煙の防止を目的として、一般利用可能な喫煙所（以下「指定喫煙場所」という。）の設置及び維持管理にかかる経費の一部を助成します。

設置経費に係る助成金の申込期間は、

**令和8年4月1日（水）～令和8年11月30日（月）**です。

- ※ **先着順**に受付し、予算額に達した時点で**受付終了**となります。
- ※ 維持管理経費に係る助成金の申込期間は**通年**となります。

指定喫煙場所の設置・運営を検討される場合は**必ず事前に環境課環境推進係（03-3802-4694）までご相談ください！**



## 1 助成対象者

荒川区内に指定喫煙場所を設置または運営しようとする者で、以下の条件を満たす者

- (1) 荒川区内の土地または建物を所有する者
- (2) 荒川区内の土地または建物を使用する権原を有する者
- (3) 特別区民税・都民税または都民法人税を滞納していない者

## 2 助成内容

助成対象経費		助成率	上限額	回数・期間
指定喫煙場所の設置経費	指定喫煙場所の設置、改修及び移設に係る経費のうち、工事費、設備費、備品費及び機械装置費 等	10/10	1,000万円※ <sup>1</sup>	1回
指定喫煙場所の維持管理経費	設備及び備品の保守に要する経費、電気代、火災保険料、清掃及びごみの処理に要する経費 等	10/10	各年度 60万円※ <sup>2</sup>	助成開始日の 属する月から 5年間

※<sup>1</sup> 供用開始から5年間継続して運営できなかった場合は、助成金の一部または全部を返還していただく場合があります。

※<sup>2</sup> 各年度の助成期間が1年間に満たない場合は、5万円に当該年度の助成期間の月数を乗じた金額を上限とします。

※ 消費税相当額は助成対象経費に含まれません。

※ 助成金は実績報告書を確認後一括で支払います。

### 3 助成要件

以下の全ての要件を満たすことが必要です。

#### 運営等の要件

- 1 受動喫煙の防止に配慮した場所に設置すること
- 2 清掃等を行い、適切な管理をすること
- 3 おおむね1日8時間以上かつ週5日以上運営すること
- 4 供用開始から5年間以上継続して運営すること
- 5 火災等の発生がないよう、安全管理に十分努めること
- 6 近隣住民等に対して十分な説明を行い、理解を得ること
- 7 区が指定喫煙場所として周知することに同意すること
- 8 法令に抵触せず、公序良俗に反しない形態及び運営であること

#### 設備の要件

- 1 屋内型、屋外閉鎖型の公衆喫煙場所で次の要件を満たすものであること

屋内型	ア 給気のために必要な開口部（がらり及びアンダーカット含む。）を除き、床面から天井まで達する壁等によって非喫煙区域から空間的に分離されており、専ら喫煙のために利用される室であること
	イ 指定喫煙場所の境界部における非喫煙区域から指定喫煙所に向かう0.2(m/s)以上の気流の確保等、たばこの煙が非喫煙区域に流出することがないようにするための措置が講じられていること
屋外閉鎖型	ア 近くを通行する者等に用意に受動喫煙を生じさせることがないよう、コンテナ等で非喫煙区域から区画されており、専ら喫煙のために利用される場所であること
	イ 建物の入り口、窓及び人の往来が多い区域から可能な限り離して設置する等、周囲の状況に配慮すること

- 2 たばこの煙を屋外に排出する前に、臭い、有害物質を可能な限り除去することができる高効率集塵脱臭装置※が設置されていること

※ TVOC（総揮発性有機化合物）除去率が概ね95%以上、排気粉塵濃度が概ね1立方メートルあたり0.015 mg以下、境界面風速が0.2(m/s)以上の性能を有するものであること

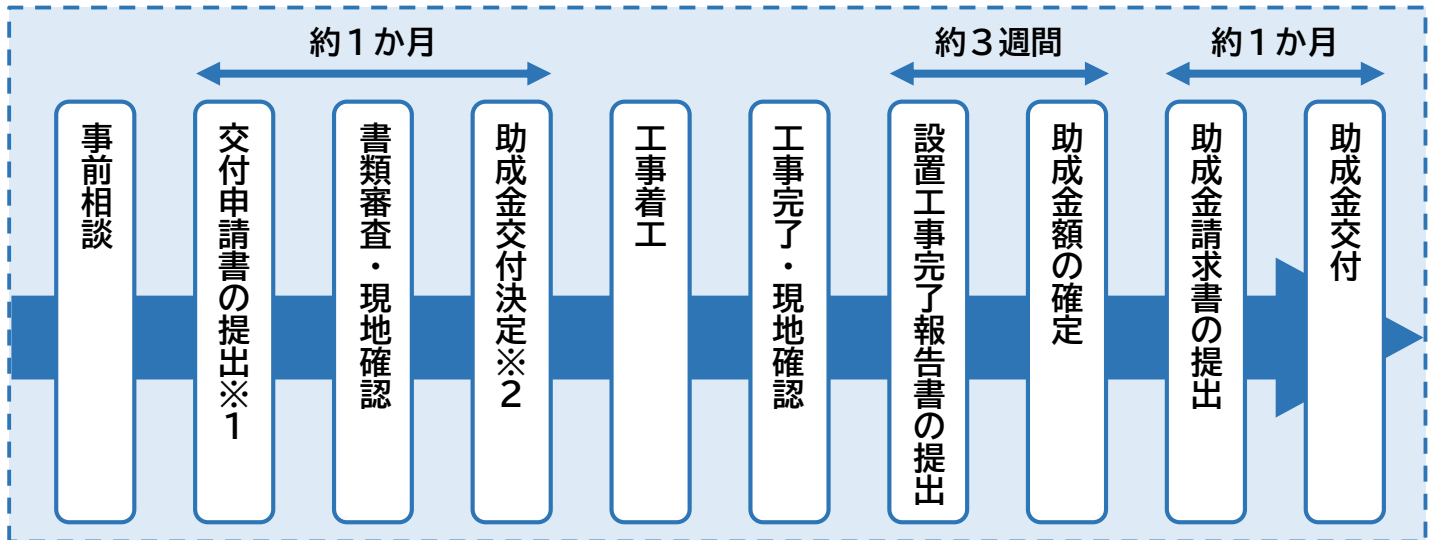
- 3 法令等の基準を満たすものであること

#### 標識の要件

- 1 出入口にその場所が喫煙をすることができる場所であることが分かる標識を掲示すること
- 2 出入口に20歳未満の者の立入りが禁止されている場所であることが分かる標識を掲示すること
- 3 掲示する標識は、外国人を含め、誰でもその内容を理解できるものとする

## 4 助成の流れ（設置経費）

### （1）申請から交付までのスケジュール



※<sup>1</sup> 設置工事着工の30日前までに提出してください。

※<sup>2</sup> 交付決定通知書が届いてから、工事に着手してください。

### （2）必要書類（交付申請時）

共通	
<input type="checkbox"/>	① 荒川区指定喫煙場所設置等助成金交付申請書（別記第1号様式）
<input type="checkbox"/>	② 指定喫煙場所設置・運営計画書（別記第2号様式）
<input type="checkbox"/>	③ 指定喫煙場所の設置する場所の周辺の地図
<input type="checkbox"/>	④ 指定喫煙場所の設置に係る工事の区域、内容が分かる図面（案内図、配置図、平面図、立面図、工事に関する仕様書 等）
<input type="checkbox"/>	⑤ 指定喫煙場所を設置する前の設置場所の現況写真
<input type="checkbox"/>	⑥ 指定喫煙場所の助成対象経費の見積書の写し
<input type="checkbox"/>	⑦ この助成金以外の助成金が支払われている場合は、その内容と内訳が分かる書類
<input type="checkbox"/>	⑧ 指定喫煙場所を設置する土地又は建物の近隣の居住者、事業者等及び当該土地又は建物に係る町会又は自治会の代表者からの同意書
自らが所有する土地・建物に設置する場合	
<input type="checkbox"/>	① 登記簿事項証明書（発行後3カ月以内）
<input type="checkbox"/>	② 令和7年度納税証明書（法人事業者…法人住民税、個人事業者…特別区民税・都民税）
<input type="checkbox"/>	③ 申請者以外の共有者の同意書（土地又は建物が数人の共有に属する場合）
賃貸借契約等に基づき使用する土地・建物に設置する場合	
<input type="checkbox"/>	① 令和7年度納税証明書（法人事業者…法人住民税、個人事業者…特別区民税・都民税）
<input type="checkbox"/>	② 賃貸借契約書等の写し
<input type="checkbox"/>	③ 所有者の同意書（土地的は建物が数人の共有に属する場合は、全員分の同意書）
<input type="checkbox"/>	④ 申請者以外の共有者の同意書（土地又は建物が数人の共有に属する場合）
集合住宅の管理組合等が共用部に設置する場合	
<input type="checkbox"/>	① 管理組合等の規約の写し
<input type="checkbox"/>	② 指定喫煙場所の設置に関する総会の決議書等

### (3) 必要書類 (内容変更時)

共通	
<input type="checkbox"/>	① 荒川区指定喫煙場所設置等助成金交付決定内容変更・中止・廃止申請書 (別記第5号様式)
<input type="checkbox"/>	② 指定喫煙場所の設置に係る工事の変更内容が分かる書類 (案内図、配置図、平面図、立面図、工事に関する仕様書 等)
<input type="checkbox"/>	③ 指定喫煙場所の助成対象経費の見積書の写し (金額変更の場合)

### (4) 必要書類 (実績報告時)

共通	
<input type="checkbox"/>	① 荒川区指定喫煙場所設置工事完了報告書 (別記第7号様式)
<input type="checkbox"/>	② 指定喫煙場所の設置に係る工事の区域、内容が分かる図面 (案内図、配置図、平面図、立面図、工事に関する仕様書 等) ※ 申請時の内容から変更がなければ提出不要
<input type="checkbox"/>	③ 指定喫煙場所の助成対象経費に係る契約書の写し
<input type="checkbox"/>	④ 指定喫煙場所の助成対象経費に係る領収書等の写し
<input type="checkbox"/>	⑤ 指定喫煙場所の全景及び主要な部分を確認することができる写真
<input type="checkbox"/>	⑥ 荒川区指定喫煙場所設置等助成金請求書兼口座振替依頼書 (別記第10号様式)

※ 令和9年3月15日(月)までに提出してください。

## Q&A

**Q. 店舗等と併設して指定喫煙場所を設置する場合は、助成対象となりますか？**

A. 併設する店舗と別のものとして区分けができており、一般に開放し無料で利用できる場合は助成対象となります。ただし、店舗に係る経費など、指定喫煙所の運営に直接関係のない経費については、助成対象外です。

**Q. 指定喫煙場所を整備するために行う既存構築物の撤去は助成対象となりますか？**

A. 助成対象となります。ただし、移転元の整備に関する費用については助成対象外です。  
(例) 灰皿のみ設置していた喫煙場所から別の場所に指定喫煙場所を整備する場合  
灰皿の撤去、移動、設置費用……………助成対象  
灰皿撤去後の元喫煙場所の整備費用……………助成対象外

**Q. 既存の喫煙所に防犯カメラや空気清浄機のみ設置する場合は補助対象になりますか？**

A. 助成要件を満たすために必要であると認められる場合は、助成対象となります。

**Q. 指定喫煙場所内に自販機を設置してもいいですか？**

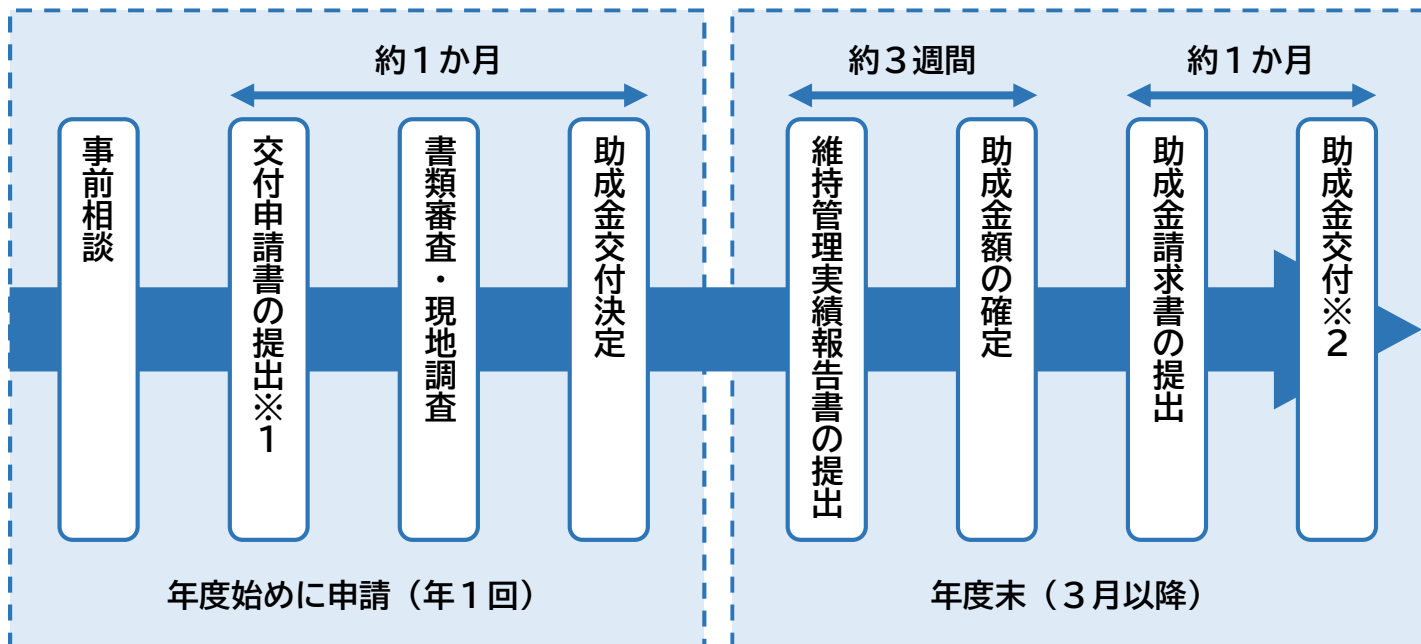
A. 飲料の自販機に限り設置可能です。ただし、自販機の設置費用は助成対象外となります。

**Q. 指定喫煙場所内に広告を掲載してもいいですか？**

A. 可能です。ただし、広告掲載に係るモニター等の設置費用は助成対象外となります。

## 5 助成の流れ（維持管理経費）

### (1) 申請から交付までのスケジュール



※<sup>1</sup> 年度途中で申請する場合は、助成を受けたい期間の初日の30日前までに申請してください。

※<sup>2</sup> 助成金の交付は、実績額に応じ年1回の支払いになります。

### (2) 必要書類（交付申請時）

新規申請の場合	
<input type="checkbox"/>	① 荒川区指定喫煙場所設置等助成金交付申請書（別記第1号様式）
<input type="checkbox"/>	② 指定喫煙場所設置・運営計画書（別記第2号様式）
<input type="checkbox"/>	③ 指定喫煙場所の周辺の地図
<input type="checkbox"/>	④ 指定喫煙場所の区域、内容が分かる図面（案内図、配置図、平面図、立面図 等）
<input type="checkbox"/>	⑤ 令和7年度納税証明書（法人事業者…法人住民税、個人事業者…特別区民税・都民税）
<input type="checkbox"/>	⑥ この助成金以外の助成金が支払われている場合は、その内容と内訳が分かる書類
<input type="checkbox"/>	⑦ 指定喫煙場所の全景及び主要部分の写真（現に供用している場合）
<input type="checkbox"/>	⑧ 維持管理経費の予定金額の内訳及びその算出根拠が記載された書類
継続申請の場合	
<input type="checkbox"/>	⑨ 荒川区指定喫煙場所設置等助成金交付申請書（別記第1号様式）
<input type="checkbox"/>	⑩ ②～⑧の書類のうち、内容に変更があった書類

### (3) 必要書類（実績報告時）

共通	
<input type="checkbox"/>	① 荒川区指定喫煙場所維持管理実績申請書（別記第8号様式）
<input type="checkbox"/>	② 維持管理経費の内訳が記載された書類の写し
<input type="checkbox"/>	③ 維持管理経費の領収書等の写し

※ **令和9年3月31日（水）**までに提出してください。

## Q & A

Q. 助成対象経費の詳細について教えてください。

A. 以下の表のとおり、助成金交付要綱実施細目で定めています。

分 類	詳細基準
設備及び備品の保守に要する費用	指定喫煙場所内に設置している <b>高効率集塵脱臭装置、エアコン、防犯カメラ等の保守・修理費用</b> を助成対象経費とする。 ※ 指定喫煙場所内の広告掲載に係るモニター等や自動販売機の保守費用は助成対象外
電気代	(1) 指定喫煙場所の電気代が、電気メーター等から個別に算出できる場合 <b>個別に算出した指定喫煙場所に係る電気代の金額</b> (2) 指定喫煙場所の電気代が、電気メーター等から個別に算出できない場合 <b>併設された店舗等全体の電気代の金額に店舗等全体の床面積に占める指定喫煙場所の床面積の割合を乗じて得た金額</b>
火災保険料	(1) 指定喫煙所に係る部分のみを補償対象とする火災保険の場合 <b>当該保険料の金額</b> (2) 併設された店舗等全体を補償する火災保険の場合であって、指定喫煙場所に係る部分とその他の部分の保険料の区分が明確である場合 <b>当該保険料の指定喫煙場所に係る分の金額</b> ※ 併設された店舗等全体と指定喫煙場所の保険料の区分が明確でない場合は、助成対象外
清掃及びごみ処理費	(1) 指定喫煙場所に係る清掃・ごみ処理を個別に委託している場合 <b>指定喫煙場所の清掃・吸殻のごみ処理に係る経費の金額</b> (2) 併設された店舗等全体の清掃・ごみ処理を委託している場合 <b>併設された店舗等全体の清掃・ごみ処理の委託料に金額に、店舗等全体の床面積に占める指定喫煙場所の床面積の割合を乗じて得た金額</b> (3) 従業員が店舗全体の清掃活動の一環として指定喫煙場所の清掃を行う場合 <b>指定喫煙場所の清掃に使用した消耗品の購入に要した金額</b>
その他維持管理経費	上記以外で、指定喫煙場所の維持管理に必要な経費が発生し、維持管理経費として申請を希望する場合は、事前に区に相談すること。

## 問合せ先

荒川区 環境清掃部 環境課 環境推進係

【住所】〒116-0002 荒川区荒川 1-53-20 あらかわエコセンター3階

【電話】03-3802-4694 (直通)